

## 6月1日（月）～ 長野県の宿泊税制度がスタート！ 周知のための啓発活動を諏訪湖間欠泉センターで実施します

令和8年6月1日（月）から施行される長野県宿泊税の制度や用途について、観光客に周知するため、観光客が集まる諏訪湖間欠泉センターにおいて、啓発活動を行います。  
※本啓発活動は、全県で実施される宿泊税の周知活動（5月27日付け観光スポーツ部・総務部プレスリリース「いよいよ、6月1日から長野県宿泊税がスタート / 県内10地域で周知・広報活動を実施します」）の諏訪地域版です。

### 日時

令和8年6月1日（月） 午後4時から（30分～1時間程度）

### 場所

諏訪市湖畔公園（諏訪湖間欠泉センター周辺から野外音楽堂の区間）

### 内容

- ・ポケットティッシュやリーフレットを配布し、観光客に対して長野県宿泊税に対する周知します。

### その他

- ・取材希望の場合、午後3時50分に間欠泉センター横の遊歩道に集合ください。

長野県内に宿泊される皆さまへ  
令和8年 2026年 6月1日～  
Accommodation Tax

**税額** 宿泊料金が1人当たり6,000円以上の場合  
**1人1泊につき 200円**  
If accommodation fees exceed ¥6,000 per person per night, there will be an additional ¥200 tax per person per night.  
2029年6月1日以降は1人1泊300円  
From June 1, 2029, ¥300 per person per night.

**用途** お支払いいただいた宿泊税は以下の取組などに活用されます  
・長野県らしい観光コンテンツの充実  
・観光客の受入環境整備  
・観光振興体制の充実  
独自に宿泊税を課税する松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村では税額が異なる場合があります  
In Matsumoto City, Karuzawa Town, Achi Village, Hakuba Village, and Nozawa Onsen Village, which plan to levy their own accommodation tax, the tax amount may differ.

詳細は冊子をご覧ください **長野県 宿泊税**

（ポケットティッシュデザイン）

長野県内に宿泊される皆さまへ  
令和8年 2026年 6月1日～  
Accommodation Tax

**1人1泊につき 200円**  
If accommodation fees exceed ¥6,000 per person per night, there will be an additional ¥200 tax per person per night.  
2029年6月1日以降は1人1泊300円  
From June 1, 2029, ¥300 per person per night.

長野県

（リーフレット）



（問合せ先）  
諏訪地域振興局商工観光課  
担当：宮坂、石田  
電話：0266-57-2955（直通）  
0266-53-6000（代表）内線 2111  
Email：[suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp](mailto:suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp)